「デジタル市場競争会議の開催について」の一部改正について 新旧対照表 デジタル市場競争会議の開催について(令和元年9月27日デジタル市場競争本部決定)(抄)

(下線部は改正箇所)

改 正 案	現 行
1. (略)	1. (略)
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。	2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議 長 内閣官房長官 副議長 経済再生担当大臣 構成員 サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大 臣、内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)、公正取引委員 会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、個人情報保護委 員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、デジタル大 臣、総務大臣、経済産業大臣及び議長が指名する国務大臣並びに 公正取引委員会委員長並びにデジタル市場に関し優れた識見を 有する者のうちから議長が指名する者	議 長 内閣官房長官 副議長 経済再生担当大臣 構成員 公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、総 務大臣、経済産業大臣及び議長が指名する国務大臣並びに公正取 引委員会委員長並びにデジタル市場に関し優れた識見を有する 者のうちから議長が指名する者
(削除)	3. 議長は、未来投資会議議員の代表者をオブザーバーとして出席を求めることができる。
3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。	4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。
<u>4</u> . 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項	<u>5</u> . 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項

は、議長が定める。	は、議長が定める。